

令和5年第1回水戸市議会定例会

請願陳情文書表

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
第 1 号	5 . 2 . 27	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表す。さて、私たちは全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織「茨城県労働組合総連合」（茨城労連）である。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金の引上げ等の実現を目指して活動している。昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は32円引き上がり911円になった。しかし、この金額は全国加重平均時給（961円）に比べて50円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さである。東京や神奈川では、2019年10月から1,000円を超えて、現在は東京が1,072円、神奈川が1,071円になっている。日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分の3つである。茨城県の最低賃金911円では、憲法第25条が保障する、健康で文化的な最低限度の生活ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしている。長引くコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、円安のために高物価が続き、県民生活は困窮を極めてしている。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態の中で、非正規労働者の多くを占める女性の自殺が近年大きな社会問題になっている。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金と高卒初任給の引上げと全ての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせない。茨城労連は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施した。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（共に税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になる。月150時間で計算すると時給が男性1,687円、女性1,674円になる。この結果は東京をはじめ他府県ともほとんど差がなかった。調査結果からは最低賃金を全国一律1,500円にする必要があるということが明らかになった。</p> <p>以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引上げについての</p>	土田記代美 田中 真己 中庭 次男	産 業 消 防

受理番号	受理年月日	件名	要旨	紹介議員	付託委員会
			<p>議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されるよう請願する。なお、2021年は土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会で茨城労連の請願が採択されている。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を今すぐ時給1,000円以上に引き上げ、1,500円を目指すこと。 3 政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。 		

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 1 号	5 . 1 . 17	水戸市区長・町内会長等に対する広報紙委託に伴う報償費支給制度設立の陳情について	<p>《陳情趣旨》</p> <p>水戸市の広報紙配布委託料に関して、令和5年1月9日付・1月16日付茨城新聞に水戸市行政の不適切な会計処理として掲載され、一部には、刑法上の横領に当たるのではないかとの指摘がある。長年にわたり、行政の不作為が市民に不信感を生じさせる不名誉な委託料問題である。私は、市政応援団の一員として以下の要望を申し上げる。かつて、偕楽園の有料化では、総会の席上要望し、2年後有料化された事実がある。また、国道6号・50号の立体交差化（県内有数の危険な交差点）では、約5,000名の署名を頂き、高橋市長や県会・国会議員の支援の下、調査費を獲得することができ改めて感謝申し上げる次第である。新聞記事より、不適切な公金扱いが公知の事実となり、市民にいいかげんな水戸市行政と認識されると、真面目に活動している区会長・町内会長には、一部とはいえ大変迷惑なことである。また、築いてきた信頼関係が損なわれ、今後、町内会加入率の低下に拍車がかかり、地域のコミュニティ崩壊の危険性がある。市は、公金約4,000万円を地区会に広報配布料として委託。区長・会長は、報酬の一部だとして公金着服している事実。これに対し行政は「市としては助言しかできない、住民間でよく話し合っしてほしい」と公金管理に無責任なコメントで、危機管理能力が問われる。横領や背任のおそれがあるときは、市は告発すべき立場である。犯罪のおそれがある不適切な事案を処理せず、放任し続け、やるべきことをしない、不作為で怠惰な水戸市行政が、善良な市民を犯罪者に仕立ててしまう大変遺憾な問題である。以上のことから、今後の対応として下記の事項を陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 区長（実践会会長・連合会長）及び町内会長に業務代行の報償費制度を設ける。</p> <p>(1) 区長（34地区や町内会長）には、市として報償費を支給すべきである。区長は公募し、適格者を選定し、定年制などを設ける。これにより、文書委託料を着服しないで町内会長や班長などに渡すことが可能となる。住みよいまちづくり推進協議会主催の先進都市視察（長野、群馬、静岡の各市）では、区長等に業務への対価として報酬費を支給している事実がある。無償で人を使うことが問題である。隣接の市町でも報償費は支払われている。調査すれば判明することである。今回の新聞記事を踏まえ「区長等に対する報償費の支給基準」を設け、議会において議案を提出、議決をしていただくことが、解決の一方法と思われる。議会で何ら対応もできず、放置してきたその責任として議員報酬一部</p>	総務 環 境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>を割いても支給すべきである。県都でこのような不適切事案は、恥ずべき行政行為である。県内各都市から、水戸市行政は何しているのだと問合せもある。</p> <p>(2) 区長への議員の兼任は禁止すべきではないか。議員は立法機関であり、行政にも影響力がある。地区会では、構成員の発言、提案が疎外され、私物化されるおそれがある。民主主義政治（完璧な政治形態ではない）の根幹を揺るがす行為ではないか疑問がある。</p>	
第 2 号	5 . 2 . 17	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されている。その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されているが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をあまりに多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚愕した。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならない」というような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くに上ったというのは、極めて深刻な状況である。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようである。庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはならない。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」、「断れないので有料購読している」という実情が報じられていることから、水戸市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールをいま一度明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消していただきたい。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報や預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにすること。 2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底すること。 3 議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにすること。 4 職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査すること。 	総務 環境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			5 職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラに当たる。また、職員が勧誘を拒否したり、購読をやめた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようである。声を上げにくい職員のために、職員の相談窓口を設置あるいは明示するなど対応すること。	
第 3 号	5 . 2 . 20	市役所駐車場の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>町内会長に長年携わっている関係で町内の各種問題を解決すべく市役所に度々伺っている。最近足腰が弱くなり、できるだけ庁舎入り口近くの別紙駐車場図の④駐車場に停めて歩行①から車道を横断し、②から③へと行く。その横断中に出口に向かう車と接近し慌てよろめいたことがある。この超高齢化の中、市役所に出向く人たちは当然高齢者や身体障害者も多くいる。駐車場の図で⑥⑦に停める人は車道を横断することなく警備員の立っている横断歩道を警備員の指導にて安全に渡っている。また、出口に向かう車に注目すると、⑥⑦から出る車は「止まれ」が2か所あり横断歩道で安全に渡らせている。④駐車場に停めて歩行①からは横断歩道のない車道を横断し縁石を乗り越えて渡る。要するに、⑥⑦からの歩行者安全が確保されているのに対して④からの歩行者は安全が確保されていないのである。条件が全く違う。そこで、横断歩道にいる警備員を別紙中央の▲印の所に配置変えすれば右も左も確認でき、両方の歩行者市民の安全横断が図られると考える。あるいは、①から②への車道に横断歩道を描いていただきたく思う。この話は総務部財産活用課に具申した。現地確認と検討するとのことで2月22日に再度窓口でとのことだったが、2日後の朝一に電話で、警備会社とも協議したが現状のままということで却下された。理由の主は、⑥⑦からの歩行者は④からの歩行者の3倍いるからとのことであった。これには、納得いかない。人数で判断するのか。どちらの歩行者も市民であり同じ命である。</p> <p>以上、陳情するのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警備員の立ち位置変更 2 横断歩道の増設 	総務 環境
第 4 号	5 . 2 . 27	東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び	<p>《陳情趣旨》</p> <p>東前第二土地区画整理事業は、平成7年度に着工し現在まで27年を経過したが、いまだに完了していない。令和5年2月18日に開催された説明会において、現在までに92%の進捗率となっているが、一部の区域において、事業に対する合意が得ら</p>	建設 企業

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
		事業の早期完了について	<p>れていないため、完成が見込めない状況になっているとの話があった。今後の事業期間については、令和8年度までとするとしているが、これまでの施工区域は、農地や山林が多くを占めており、工事は比較的容易であったと思うが、残っている区域は住宅が密集している部分であり、合意が得られていない状況で期限までに完了できるか疑問に思う。また、当方の区域は、整備済みとなっているが、問題のある施工であると思う。その内容は、下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 整備された当方の区画内道路は、地図上では直線的に見えるが、従前の道路を拡張した程度で、折れ曲がったままである。 2 区画道路は、区画内道路相互と接続させることが望ましく、幹線道路と直接接続させることは避けるべきであるにもかかわらず、幹線道路である東前原線と当方の敷地前を30メートル程度で突き当たる道路が新設されてしまっている。 3 東前原線から敷地前に新設された道路を進入し左折すると同じく30メートル程度で右折する道路が新設されており、当方の車両の発進、駐停車の際に左右の確認が困難で非常に危険な状態になっている。実際に進入道路をスピードを上げ膨らんで走行する車両や当方の駐停車等の際、一時停止している車両も見られる。 4 当方の敷地前面の従前道路が約半分程度廃止されてしまったため、接道部分も半減している。また、従前道路は換地処分が済まなければ売却できないと思われるが当方のセットバック部分も含め、他の地権者に売却され、他の地権者は新設道路とあわせて接道部分も倍増している。市は、売却の際、従前道路からセットバックして設置してあった当方の塀の下部を破砕して境界ぐいを設置している。 <p>これらの件に関して事務所から事前に説明もなく、当方も同意していない。当時の担当者は異動となり、次の担当者も補修すると言ったまま異動している。今後当方も対応を検討したいと考えているが、公正公平な事業執行を行わなければ、未執行の地権者の合意も得られないのではないかとと思われる。よろしく対応を検討願う。</p>	
第5号	5. 3. 13	「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」の不適切な取扱いに関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>令和4年第3回水戸市議会定例会に提出され、常任委員会「総務環境委員会」に審査が付託された「広報紙等配布委託に関する陳情」の事件（審査結果は12月20日付不採択）に関して、水戸市民憲章（昭和45年12月1日条例制定）並びに市民と行政との協働都市宣言（平成21年11月3日宣言）を推進する立場にあり、かつ世界遺産登録を目指す水戸の市民として申し述べるとともに陳情するものである。当該事件の陳情者が市議会議長宛てに陳情という方法で対処した背景には、広報等配布事</p>	総務 環境

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>務委託契約に基づく公金の交付に係る問題であり，自治会長・町内会長当事者を対象とすることなく，行政側の市民全体に対する公正・公平な観点からの問題として捉えていただくことが目的であったものと推察する。私は，先進性と進取性を重んじてきた水戸学に接してきたであろう，そして長く放映された水戸黄門に対して一定のイメージを形成している全国の水戸黄門ファンのことも考えてのことと推察している。さて私の会においても過去に，「会長が市報を回覧物と一緒に（回覧）配布しており，毎年，市からのお金を受領している。このことが総会で報告されない」という情報が寄せられた。会員らに事実関係・経緯を確認するも，8割程度の会員は実態を把握しておらず，長年会長経験者だけによる事務引継ぎとして処理されてきたのである。会長経験者であった長老（現在は故人）に確認した結果，「そのお金は，市政協力員に対する報酬と同じであり，自治会長・町内会長個人宛てに支払われているため個人として受け取っている」との回答であった。このため市民センターで「平成〇年度広報等配布事務委託費の交付について」の交付通知書様式を閲覧したところ，当時の宛名は個人氏名のみが記載されており，自治会・町内会組織名称と職位名称は付記されていなかったのである。また「水戸市住みよいまちづくり推進協議会（以下「水住協」と記載）が策定している「町内会・自治会等運営の手引き」においても，委託料の流れを示した部分には，組織名称であるべきと思われる部分が，「町内会・自治会長」という職位名称になっていたのである。（平成28年頃～平成31年にかけてそれぞれ是正されてきた経緯がある。）</p> <p>1 水住協発足に至る疑問，水戸市の水住協に対する「業務監査」に係る疑問</p> <p>水住協は平成8年度から発足しているが，これ以前の平成5年～7年にかけて，当時の「水戸市自治連合会」組織と「水戸市民憲章推進協議会」組織との統合の機運が高まり，おおむね小学校の学区を単位とした「地区会」が順次構成・発足している。この経過を経た上で，平成8年度から水住協が発足し，既に発足していた「地区会」の会長が水住協の理事職に就任している。平成8年第1回水戸市議会定例会会議録第2号によれば，3月11日の代表質問において議員が，水住協の発足に当たり，（新組織体への移行に関して）議会への報告不足と多額の予算を充当することへの水住協の組織運営力も踏まえた両面から，市執行部に見解を求めている。この質問に対して，市民環境部長は「住民組織の一体化について，議会への報告を怠ったことについて，誠に遺憾に存じております。今後におきましては，この反省に立って遺漏のないよう十分に配慮してまいります」との趣旨で答弁，その後に組織再編の趣旨・経緯及び予算額の内訳を説明している。この定</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			<p>例会には、現在も多面的・多角的な視点から市政運営に尽力されている議員の一部の方々も出席、新組織体への移行後も様々な機会を捉えて水住協の組織運営や透明性の向上に努めてこられたと思慮している。最近の新聞報道によると傘下の自治会・町内会レベルでの不適切な事案が掲載されている。広報等配布事務委託契約は毎年締結更新されており、発注者である水戸市が受託者である水住協・傘下団体も含めた業務監査体制の不備並びに市民モニターやインターネットモニター制度を活用した公金の使途についての確認を怠ってきたことに課題があるものと考えている。また自治会長・町内会長の職は、規模の大小にかかわらず、組織の統率力や経理面での運営力が基盤となるため、地域のキーパーソンでもある民生委員・児童委員、保護司、地方公務員経験者などが就任するケースも多いとの声を聞く。水住協発足から長期間を経ていることから可能性として論ずれば、これらのキーパーソンはじめ水戸市の職員・非常勤職員らも不適切な取扱いについて聞き及んでいたのではないかと危惧している。後述するが、委託料が個々の団体に入金される前に占有化するという行為が一部で常態化しているのであれば、組織の統括団体・受託者として水住協の倫理・ガバナンス能力が問われるものと考えている。</p> <p>2 当該事務委託契約を公表しないことへの説明不足 年間4,000万円を超えるような公金の使途に関する契約について、発注者である水戸市は随意契約で処理してきたものと思われる。しかし水戸市のホームページや広報紙等では本件契約に関する公表は行われてない。水戸市の職員は「水戸市財務規則に基づき公表の義務はない」としている。契約種別の選択肢が、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める諸々の随意契約要件に抵触しない理由を論理的に解明・補完、随意契約の趣旨が例外的契約行為とされていることも踏まえ、水戸市民に対して「なぜ随意契約が望ましいのか（理由書）」を公表すべきである。水戸市内での自治会・町内会への加入率はおおむね51～52%と年々減少しており、未加入の水戸市民に対する公正・公平性、透明性の確保も全体の奉仕者としての義務であろう。地方公共団体の調達事務は機会均等・競争性及び公正性・透明性を確保することが原則であることから、随意契約の対象案件については全てあらかじめ発注の見通しや契約締結前後での市民への公表が必須であるとも考えている。法律の解釈・運用上からも問題がないのか判断根拠と説明責任を果たすべきである。</p> <p>3 近年における水住協の透明性に欠ける対応</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			<p>近年、水住協においては、次の対応を行っている。</p> <p>(1) 平成28年1～3月にかけて、水住協の傘下にある自治会長・町内会長を対象としたアンケート方式の実態調査が行われた。</p> <p>(2) 平成28年8月18日付で、水住協の内規「水戸市住みよいまちづくり推進協議会広報等配布事務受託に関する要項（以下「要項」と記載）」が改正・施行され、同年12月下旬には、当時の自治会長・町内会長に対して、アンケート調査結果報告書と改正後の要項が配布されている。アンケート調査結果の報告書名称は「広報等配布事務委託費の取り扱いに関するアンケート報告書」となっているが、表紙には町内会長・自治会長対象と付記されていることから、別に詳細版報告書が存在し、地区会別に分類した報告書なども事務委託発注者である水戸市に報告されているのではないかと推察している。</p> <p>アンケートによる調査結果（主な事項） 調査対象者1,282名（回答者987名、回答率77%） 「全て会長が受領している」は438名（44.4%） 事務委託費（委託料）の取扱いに関する会則または内規があるかを確認 ある144名（14.6%）、なし824名（83.5%）、無回答19名（1.9%）</p> <p>(3) また令和元年6月に、水住協会長の氏名で自治会長・町内会長宛て通知文書「平成31年3月26日付広報等配布事務委託費の取り扱いについて」が配布された。この通知文書には平成28年8月18日から委託料の取扱いが変更されているにもかかわらず、「これまで町内会・自治会において様々な取扱いが行われていたようですが、平成31年度を機会に、全ての町内会・自治会において『水戸市住みよいまちづくり推進協議会広報等配布事務受託に関する要項』に則った取扱いを行っていただくことといたします」と記載されている。このほか、「なお、年度末の委託料の受領の際に町内会・自治会の予算書を拝見させていただく場合も想定されますので、御了承ください」との記載もある。しかし、私が所属している地区会では、これまでに自治会・町内会の予算書・決算書の確認が行われたことはない。水住協のミッションは何かを考えた場合、調査報告書等の情報公開や理事会会議、配布資料、議事録の公表は、現代社会においては常識的な対応であり、閉ざすことの理由・目的が不明確である。このような対応では自治会・町内会への加入率は減少の一途をたどるであろう。</p> <p>4 事務委託料の交付に関する規程・規則等への疑問 水戸市における委託料交付に関する規程・規則について、次の経過を経てきた</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			<p>ことが情報公開資料から推察できる。</p> <p>①水戸市市政協力委員設置規則（昭和32年水戸市規則第2号），平成2年4月1日から廃止。</p> <p>②水戸市自治連合会に対する委託事務費交付規程（平成2年水戸市規程第6号），平成4年4月1日から廃止。</p> <p>しかし，平成4年度から平成8年度（水住協が発足）までの期間については，公開資料から情報を得ることができない。水住協発足に当たって，どのような検討が行われたかは，平成8年第1回水戸市議会定例会会議録第2号における代表質問議員の発言記録以外に見当たらないものと思われる。今後の水戸市における調査，検証を期待したい。（水戸市の内規で措置された可能性も否定はできない。）また長年，委託料の不適切な取扱いが顕在化しなかった背景には，水住協という新組織体への移行時において二元代表制が機能しなかったことに起因しているのではないかと考えている。</p> <p>最後に，市民と行政との協働都市宣言の趣旨を踏まえたまちづくりを促進すべき水戸市民として，水戸市の条例等についても触れておきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸市長の政治倫理に関する条例（平成26年3月26日） ・ 同上 施行規則（同上） ・ 水戸市議会政治倫理条例（平成20年9月30日） ・ 同上 施行規程（平成21年3月3日） <p>水戸市民・主権者としても内容を認識しておきたい。良好な地域社会は，信頼関係と多様性・創造性が核となって形成されていくものではないだろうか。社会環境の変化から乖離してしまった慣習慣例は，時として，リノベーションやスクラップアンドビルドアップも必要となるだろう。令和3年に水戸市教育委員会が作成した「天下の魁・水戸の先人の生き方に学ぶ」という資料が存在している。先人の教えは，コミュニティ活動に関わっている者にとっても道しるべになっている。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 本陳情をもって，令和4年第3回定例会における常任委員会「総務環境委員会」に付託された陳情第6号「広報紙等配布委託に関する陳情」の関連事件として，委託料の現金手交の是非，随意契約の適切な運用並びに水住協に頼らない水戸市民全世帯を対象とした広報紙配布手段，さらにはデジタル化社会に抵抗のある高齢者層に対する広報紙配布の在り方など，合理性も備えた見直しについて，論議</p>	

受理番号	受理年月日	件名	要 旨	付託委員会
			<p>(審査・調査)を行っていただくよう陳情するものである。 その理由は次のとおりである。</p> <p>(1) 一定の地域における自治会・町内会は、行政情報や小地域的な情報伝達、連絡調整ばかりではなく、地域環境の整備、自治会・町内会が所有する集会所施設の維持管理、良好な地域社会の形成を目的とした共同活動も行っており、親睦団体としてではなく、地方自治法第260条の2で述べている「地縁による団体」または「認可地縁団体」でもあること。しかし喫緊の課題は高齢化社会の進展に伴い、担い手不足が顕著となり自治会・町内会役員らに相当な負担を及ぼしており、負のスパイラル(自治会・町内会離れ)に陥っている。負担軽減策が必須であるとともに、我が国は確実に人口減少社会に向かっていること。</p> <p>(2) 水戸市、水住協・地区会、自治会・町内会長は、水戸市民憲章を実践し、水戸市コミュニティ推進計画(第3次)及び市民と行政との協働都市宣言に基づき将来展望をも描きつつ、一方では協働事業を促進する立場の当事者でもあること。</p> <p>2 水戸市長においては、水住協発足以降、委託料の不適切な取扱いに起因して、水戸市民からの公金が適切に運用されてきたか厳格に検証するとともに、結果を議会に報告し、二元代表制の下で補償策を論議すること。</p> <p>3 水戸市長においては、地方自治法第157条に基づき、水住協とその理事会を構成する地区会との総合調整を行い、可及的速やかに地方自治法第260条の2に基づく「認可地縁団体」として法人化し、組織のガバナンス向上を図ること。</p> <p>4 水住協は、会則に定める目的及び事業からして、広く水戸市民に、理事会議等の公開を促進するとともに情報公開と透明性の一層の向上を図るため、その具現化方策を早急に公表すること。自治会・町内会加入率の再興に向け、硬直化した組織運営を抜本的に見直し、多様性と柔軟性を備えた組織への環境整備に取り組むこと。</p>	